

# 令和6年度(令和5年(2023年)分)控除額一覧表等

所得控除額	所得税	住民税		
雑損控除額	①(損害金額+災害等関連支出の金額-保険金等の額) - (総所得金額等) × 10% ②(災害関連支出の金額-保険金等の額) - 5万円 ①②のいずれが多い方の金額	所得税と同じ		
医療費控除額	5年中に支払った医療費 - [保険金など - 補てんされる金額] - [総所得金額等の5%相当額又は10万円のいずれか低い金額]	最高限度額 200万円 所得税と同じ。		
社会保険料控除額	社会保険料の支払額	所得税と同じ		
小規模企業共済等掛金控除額	共済契約掛金(旧第2種除く)と企業・個人型年金加入者掛金と心身障害者扶養共済掛金の支払合計額	所得税と同じ		
生命保険料控除額	$\left[ \begin{array}{l} \text{一般の生命保険料控除} \\ \text{下記①～③により} \\ \text{計算した金額} \end{array} \right] + \left[ \begin{array}{l} \text{個人年金保険料控除} \\ \text{下記①～③により} \\ \text{計算した金額} \end{array} \right] + \left[ \begin{array}{l} \text{介護医療保険料控除} \\ \text{下記①で計算した} \\ \text{金額} \end{array} \right] = \text{生命保険料控除} \\ \text{(最高120,000円)}$		$\left[ \begin{array}{l} \text{一般の生命保険料控除} \\ \text{下記①～③により} \\ \text{計算した金額} \end{array} \right] + \left[ \begin{array}{l} \text{個人年金保険料控除} \\ \text{下記①～③により} \\ \text{計算した金額} \end{array} \right] + \left[ \begin{array}{l} \text{介護医療保険料控除} \\ \text{下記①で計算した} \\ \text{金額} \end{array} \right] = \text{生命保険料控除} \\ \text{(最高70,000円)}$	
		年間支払保険料	控除額	
	①新契約のみ適用する場合	20,000円以下 20,000円超40,000円以下 40,000円超80,000円以下 80,000円超	支払保険料の全額 支払保険料 × 0.5 + 10,000円 支払保険料 × 0.25 + 20,000円 000円(適用限度額)	①新契約のみ適用する場合 12,000円以下 12,000円超32,000円以下 32,000円超56,000円以下 56,000円超
	②旧契約のみ適用する場合	25,000円以下 25,000円超50,000円以下 50,000円超100,000円以下 100,000円超	支払保険料の全額 支払保険料 × 0.5 + 12,500円 支払保険料 × 0.25 + 25,000円 50,000円(適用限度額)	②旧契約のみ適用する場合 15,000円以下 15,000円超40,000円以下 40,000円超70,000円以下 70,000円超
③新契約・旧契約双方を適用する場合	①の控除額と②の控除額の合計額(最高40,000円)		③新契約・旧契約双方を適用する場合 ①の控除額と②の控除額の合計額(最高28,000円)	
地震保険料控除額	①支払った保険料が地震保険料だけの場合	②支払った保険料が長期損害保険料だけの場合	①支払った保険料が地震保険料だけの場合	②支払った保険料が長期損害保険料だけの場合
	※支払保険料の金額の合計額(最高50,000円) 注:ただし、平成18年末までに締結した保険に限る ①と②がある ①②のそれぞれ計算した金額の合計額(最高50,000円)		※支払保険料の金額の合計額(最高25,000円) 注:ただし、平成18年末までに締結した保険に限る ①と②がある ①②のそれぞれ計算した金額の合計額(最高25,000円)	
寄附金控除額	「特定寄附金の支出額」と「総所得金額等の40%」とのいずれか少ないほうの金額	-2,000円		
寡婦控除額	270,000円	260,000円		
ひとり親控除額	350,000円	300,000円		
勤労学生控除額	270,000円	260,000円		
扶養控除額	①年少扶養親族(16歳未満)1人につき	0円	①年少扶養親族(16歳未満)1人につき	0円
	②一般扶養親族(16歳以上)1人につき	380,000円	②一般扶養親族(16歳以上)1人につき	330,000円
	③特定扶養親族(19歳～22歳)1人につき	630,000円	③特定扶養親族(19歳～22歳)1人につき	450,000円
	④老人扶養親族(70歳以上)1人につき	480,000円	④老人扶養親族(70歳以上)1人につき	380,000円
	⑤同居老親1人につき	580,000円	⑤同居老親1人につき	450,000円
障害者控除額	障害者控除	270,000円	障害者控除	260,000円
	特別障害者控除	400,000円	特別障害者控除	300,000円
	同居特別障害者控除	750,000円	同居特別障害者控除	530,000円
※同一生計配偶者、年少扶養親族についても障害者控除は適用されます。			※同一生計配偶者、年少扶養親族についても障害者控除は適用されます。	
基礎控除額	納税者本人の合計所得金額			
	2,400万円以下	2,400万円超 2,450万円以下	2,450万円超 2,500万円以下	2,500万円超
	48万円	32万円	16万円	0円
	43万円	29万円	15万円	0円

※上段： 所得税 (下段)： 住民税

配偶者の合計所得	納税者本人の所得金額			
	900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下	1,000万円超
48万円以下	38万円 (33万円)	26万円 (22万円)	13万円 (11万円)	対象外
老人控除対象配偶者(70歳以上)	48万円 (38万円)	32万円 (26万円)	16万円 (13万円)	

※上段： 所得税 (下段)： 住民税

配偶者の合計所得	納税者本人の所得金額				配偶者の合計所得	納税者本人の所得金額			
	900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下	1,000万円超		900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下	1,000万円超
48万超	38万円 (33万円)	26万円 (22万円)	13万円 (11万円)	115万超	16万円 (16万円)	11万円 (11万円)	6万円 (6万円)		
95万超	36万円 (33万円)	24万円 (22万円)	12万円 (11万円)	120万超	11万円 (11万円)	8万円 (8万円)	4万円 (4万円)		
100万超	31万円 (31万円)	21万円 (21万円)	11万円 (11万円)	125万超	6万円 (6万円)	4万円 (4万円)	2万円 (2万円)		
105万超	26万円 (26万円)	18万円 (18万円)	9万円 (9万円)	130万超	3万円 (3万円)	2万円 (2万円)	1万円 (1万円)		
110万超	21万円 (21万円)	14万円 (14万円)	7万円 (7万円)	133万超	対象外				

税額控除額	所得税額	住民税
寄附金控除額	認定NPO法人や公益社団法人、学校法人(入学の際の寄附金については除く)などに対し2,000円を超える寄附をした場合 (寄附金の合計額-2,000円) × 40% 税額控除額の上限は所得税の25%まで 政党や政治活動等に関する寄附金 (寄附金の合計額-2,000円) × 30% ※税額控除額の上限は所得税の25%まで ※それぞれの寄附金額の上限は所得税の40%まで 上記の寄附金については、税額控除・所得控除のどちらか有利な方を選択することができます。	都道府県や市町村などの地方公共団体にに対し2,000円を超える寄附をした場合 ①(寄附金額-2,000円) × 10% (住民税率) = 基本控除 ②(寄附金額-2,000円) × (90%-所得税の税率) = 特例控除 ※対象となる寄附金額の上限は総所得金額等の30%まで ※②の特例控除の上限は住民税所得割額の20%まで 所在地の都道府県協同募金会などに対し2,000円を超える寄附金をした場合 (寄附金額-2,000円) × 10% (住民税率) = 控除額 ※対象となる寄附金額の上限は総所得金額等(総所得・退職所得・山林所得の合計)の30%まで ※総務大臣の指定を受けない期間における地方団体への寄附金については、寄附金税額控除のうち「特例控除及び申告特例控除(ふるさとワンストップ特例制度)」を受けることが出来ません。